

第19回「みんなで創る自治基本条例町民会議」 委員事前意見取りまとめ結果（項目別に整理）

テーマ⑩： 「条例の見直し」及び「実効性の担保」について

＜条例の見直し＞	
見直し規定を設けるか、設けないか	設ける 10 / 10 設けない 0 / 10
見直しの時期等	5年 6 / 10（1回目は2年という意見あり） 4年 4 / 10
条例に盛り込む見直し規定（どういった場合に見直しをするか）	<ul style="list-style-type: none"> ○社会経済情勢の変化 ○住民の過半数の連署により請求があった場合 ○4年に一度：今の美幌町にふさわしいかどうか ○随時：見直しが必要であると住民、議会、行政のいずれかが判断するとき。 ○そのままにしておく事のできない不具合が発見された場合。
町民委員会による見直しの検討の必要があるか、ないか	<p>ある 6 / 10 ない 3 / 10</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2年に1度、今回のような住民会議で検証（規定された委員会までは不要） ○定期の見直しについては町長の諮問のより委員会で検討することでよいのではないか

＜実効性の担保＞	
町民委員会（仮称）を設置するか、しないか	<p>設置する 6 / 10</p> <p>設置しない 4 / 10（設置しないが、「必要な措置」ではなく「住民会議を実施する」とする意見含む。）</p>
設置する場合、町民委員会を何を審議するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○八雲にならう ○この条例の検討と必要な見直し ○条例が生かされているかどうか検証、評価し答申する。 ○まちづくりに関し町民の意志の反映と提案の機能 ○実施状況の検証、見直した方がよいと思われる項目の審議 ○情報公開や町民参加の対象・手法など条例規程事項の実施状況について ○町長の諮問事項
設置する場合、構成員はどうするか。	<ul style="list-style-type: none"> ○10人以内 ○構成委員は町民及び学識経験者をもって組織する。 ○現在の委員会のような構成でよいと思う。 ○運営している行政担当者、町職員、議員、町民、水澤先生。
構成員の任期はどうするか。	<ul style="list-style-type: none"> ○2年 ○2年とし、再任を妨げない。 ○見直しの期間に合わせるのがよいのでは。 ○1期2年、最大3期まで。
町民委員会を設置しない場合、あるいは設置とあわせて、実効性を担保する手法として他に考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○2年に1度、今回のような住民会議を実施する。構成員は、町民、議会議員、町長含める行政など。 ○条例で必要な措置をとることを明記しておくことで担保することができるのでは。 ○行政の情報（実効性の経過）発信。